

# 兵庫県公報

令和2年9月8日 火曜日 第138号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 土地改良区の解散認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	2
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	2
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（西播磨県民局）	3
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（同）	3
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	4

## 告 示

### 兵庫県告示第941号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

### 高田土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理 事	安 平 健 造	多可郡多可町中区天田276番地1
同	吉 田 政 義	同 郡同 町中区天田98番地2
同	藤 井 繁 和	同 郡同 町中区鍛冶屋588番地
同	遠 藤 慶 信	同 郡同 町中区岸上10番地
同	安 平 安 博	同 郡同 町中区岸上137番地
同	秋 田 清	同 郡同 町中区高岸195番地2
監 事	吉 田 一 四	同 郡同 町中区鍛冶屋177番地
同	西 田 義 孝	同 郡同 町中区高岸133番地11

#### 就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理 事	安 平 健 造	多可郡多可町中区天田276番地1
同	吉 田 政 義	同 郡同 町中区天田98番地2
同	吉 田 廣 志	同 郡同 町中区鍛冶屋602番地
同	遠 藤 慶 信	同 郡同 町中区岸上10番地
同	遠 藤 準	同 郡同 町中区岸上12番地1
同	秋 田 清	同 郡同 町中区高岸195番地2
同	吉 田 一 四	同 郡同 町中区鍛冶屋177番地
監 事	岸 本 繁 典	同 郡同 町中区高岸222番地
同	原 寛	同 郡同 町中区鍛冶屋459番地2

### 兵庫県告示第942号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
荒井土地改良区	令和2年8月20日
味間土地改良区	同 月24日



**兵庫県告示第943号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
令和2年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
市西土地改良区	令和2年8月24日
西治土地改良区	同 月25日



**兵庫県告示第944号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和2年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

**市西土地改良区**

氏名	住所
天羽 龍文	南あわじ市市福永631番地2
喜田 裕夫	同 市市福永693番地
仲田 勉	同 市市福永567番地
喜田 正	同 市市福永641番地
仲野 良昭	同 市市新380番地1
神木 秀夫	同 市市新348番地
神木 修	同 市市新423番地2
高田 洋成	同 市市新100番地
豊田 恵	同 市市三條732番地3
島田 智充	同 市市三條598番地
橋本 宗男	同 市市三條756番地
山口 悟	同 市市市215番地2
榎本 繁秋	同 市志知中島266番地
松下 泰弘	同 市志知中島234番地1
神代 充広	同 市志知中島286番地
溝口 保夫	同 市志知難波327番地
樋口 正男	同 市市三條464番地2



**兵庫県告示第945号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。  
令和2年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村地域防災減災事業	林谷池地区	神戸市北区淡河町木津	平成29. 3. 17	令和元. 8. 30	
同上	百合地区	豊岡市出石町鍛冶屋、中村、弘原、長砂、室見台	平成29. 9. 22	令和2. 3. 25	
同上	山ノ神池	淡路市佐野	平成30. 3. 29	令和2. 1. 31	



**兵庫県告示第946号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和2年9月8日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和2年9月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 豊富北条線	加西市市村町字狭間131番1から 同 市北条町黒駒字打乗315番1まで	旧	6.0から 23.0まで	418.0	
		新	11.0から 23.0まで	418.0	予定地
県道 野上河高線	加西市小印南町字西52番3から 同 市小印南町字西前76番まで	旧	5.0から 11.0まで	355.0	
		新	6.0から 11.0まで	355.0	予定地



**兵庫県告示第947号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。  
 令和2年9月8日

西播磨県民局長 遠藤英二

- 重要調整池の所在地  
赤穂市西有年字北山3000番127の2他32筆
- 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ヒラタコーポレーション株式会社	広島県江田島市大柿町柿浦1530番地3	代表取締役 平田庄治



**兵庫県告示第948号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとお

り指定する。

令和2年9月8日

西播磨県民局長 遠藤 英二

- 1 指定する土地等の所在地  
相生市千尋町5198
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地
  - (2) 用途  
ため池（新池）
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
相生市	相生市旭1丁目1番3号	谷口芳紀

- 4 指定する理由  
西播磨西部地域内佐方川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第251号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年9月8日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川 輝久

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
  - (1) 空港保安警備業務1級及び2級
  - (2) 施設警備業務1級及び2級
  - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
  - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
  - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 実施日時
  - (1) 1級  
令和2年10月16日（金）午前9時から正午まで
  - (2) 2級  
令和2年10月16日（金）午後2時から午後5時まで
- 3 実施場所  
神戸市中央区下山手通5丁目6番21号  
兵庫県警察本部別館9階902号室
- 4 審査対象者
  - (1) 1級  
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
  - (2) 2級  
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であ

って、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

## 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

## 6 審査の申請手続

### (1) 受付期間

令和2年9月15日（火）から同月25日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

### (2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

### (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

### (4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

### (5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

## 7 審査申請書の配布

審査申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

## 8 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

## 9 携行品

印鑑及び筆記用具

## 10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424